



「社保」「税金」滞納で倒産、令和5年111件と過去最多に

厚生年金保険等の社会保険料や、消費税や固定資産税等の各種税金など「公租公課」の滞納が要因となった企業の倒産が増加しています。日本年金機構によりますと、厚生年金保険を含む社会保険料を滞納している事業所は、令和4年度末時点で14万811事業所にのぼり、適用事業所全体に占める割合は5.2%を占めました。前年度に比べて滞納事業所数は減少したものの、依然として多くの企業が納付に苦慮する状態が続いています。

株式会社帝国データバンクがこのほど発表した公租公課滞納倒産動向によりますと、多額にのぼる公租公課の滞納や延滞金の未納により、自社の預金口座や土地など資産を差し押さえられ、経営に行き詰まった「公租公課滞納」倒産は、令和2年から5年の4年間で272件判明しました。このうち、令和5年1～11月における発生は過去最多の111件となり、全体の約4割を占めており、令和4年通年の74件から1.5倍に増加しています。

滞納した公租公課の区分では、特に企業業績が赤字であっても毎月支払う義務が生じる、厚生年金保険などの社会保険料の滞納が原因となったケースが目立ちました。公租公課のうち、特に企業にとって負担の重い社会保険料は最長3年にわたる納付猶予措置が設けられ、企業の資金繰りを支えてきました。ただ、ポストコロナに向けて企業活動が正常化するなかで特例措置も順次縮小、社会保険料などの滞納者に対する差押さえ処分が本格化しています。

年金事務所による厚生年金保険料などの差押さえ件数は、令和4年度に2万7784事業所と前年度の4倍に達し、社会保険料などの滞納者に対する差押さえ処分が本格化しています。そのため、コロナ禍で猶予された社会保険料の納付ができず、法的整理直前に差押さえ処分を受けたパチンコホール大手「ガイア」や、業績不振のなかで消費税と社会保険料の支払いに窮した、韓国食材スーパーや免税店運営の「永山」など、納付猶予期間中に業績を立て直すことができなかつた企業の倒産が相次ぎました。

令和2～5年間に発生した「公租公課滞納」倒産272件を業種別にみますと、最多は「サービス業」の68件で、特にソフトウェア開発などの業種で多く発生しています。トラック運送などの「運輸・通信業」(47件)や「建設業」(47件)、「製造業」(42件)なども40件を上回る水準でした。態様別では、ほとんどのケースで破産など「清算型」の倒産で、累計272件のうち263件・96.7%を占め、再生型の倒産では民事再生法など9件にとどまりました。

*詳細はこちらからご確認いただけます。

「全国企業倒産集計2023年11月報 別紙号外リポート:「公租公課滞納」倒産(株式会社帝国データバンク)」(令和5年12月7日)

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p231204.pdf>

